

## 大分県主要農作物等種子条例制定を求める意見書

主要農作物種子法が2018年より廃止されたことを受け、大分県での主要農作物の公共品種の種子の維持・改良を継続し、大分県内の農業者への支援及び県民への安心安全な食料の安定供給のために『大分県主要農作物等種子条例』の制定が必要であると考えます。同旨条例はすでに31道県で制定されています。加えて、気候変動への対応及び先進的な環境保護の観点から、国連も推進する持続可能で循環型の地域社会を大分県で実現するために、地域の食文化を支えてきた固有の品種（いわゆる在来種）の発掘・保護・奨励及び県が知的財産権を有する品種の保護・奨励を同条例で定めることで、醸造業の振興、地域文化の継承、生物多様性の保護、地域ブランドの創出及び食育の推進に貢献できると考えます。

よって、大分県においても以下の条項を記した条例制定の実現を求めるものとする。

### 記

1. 主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するために「大分県主要農作物等種子条例」を制定すること。
2. 「大分県主要農作物等種子条例」において、種子の生産については場審査、生産物審査、主要農作物の原種及び原原種の生産その他の措置を行うための定めをおくこと。
3. 「大分県主要農作物等種子条例」において、地域文化の継承と生物多様性の保護を目的として、いわゆる在来品種の発掘・保護・普及のための措置を定めること。
4. 「大分県主要農作物等種子条例」において、県が知的財産権を有する品種の保護・普及のための措置を定めること。
5. 「大分県主要農作物等種子条例」において、主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給並びに在来品種及び特定品種の発掘・保護・普及に関する施策を推進するために財政上の措置を講ずる旨を定めること。
6. 県内各地の食文化を支えてきた在来品種及び県が知的財産権を有する品種の保護・普及を図るため、生産者、消費者等関係者に意見聴取をし、条例制定に向けた検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年9月21日

大分県佐伯市議会